

# 定額給付金・子育て応援特別手当の交付申請書はお手元に届きましたか？

## ～原則として口座振込で支給します～

定額給付金および子育て応援特別手当の交付申請書は、3月17日火に、対象となる世帯主の方全員に郵送しています。

現在、申請を受け付けていますので、お送りしたお知らせや記入例などをよくご確認いただき、期間内（平成21年9月18日金まで）に手続きを行ってください。

### 申請書の提出方法

お送りした返信用封筒に申請書と添付書類を封入して返送してください。各庁舎の窓口センターへ申請書と添付書類を提出してください。

申請にあたっては、次の添付書類が必要ですよ

申請される方（代理人を含みます）の本人確認ができる書類の写し  
給付金および手当の振込先の口座を確認できる書類（預金通帳またはキャッシュカードの口座番号、カナ氏

名が分かる部分の写し）  
外国人の方については、在留資格確認のため、必ず外国人登録証明書の写しが必要です。

世帯主からの申請が原則ですが、次の場合は、代理で申請や受給ができます  
代理人（代理申請、代理受給できる方）の要件

- 世帯主と同じ世帯の方
- 親権者、成年後見人等の法定代理人
- 単身世帯で次のいずれかに該当する方（定額給付金のみ）
  - 1) 在宅で寝たきりまたは認知症の方などは、親族、民生委員などが代理人になれます。
  - 2) 老人福祉施設などに入所されている方は、入所施設の職員が代理人になれます。
  - 3) 里親制度を利用している里子は、里親が代理人になれます。

### 本人確認ができる書類とは

1 種類で本人確認ができる書類  
運転免許証

住民基本台帳カード（顔写真付き）  
パスポート

その他の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

右の書類がない場合は、次の書類2種類で本人確認ができます

住民基本台帳カード（顔写真なし）  
健康保険証

年金手帳  
年金証書

介護保険証

その他の官公署が発行した顔写真のない身分証明書

書類により、代理人の確認を行います。

口座振込は月の半ばと月末の2回に分けて行います

毎月10日までに申請を受け付けた方は、その月の30日頃に振り込みます  
毎月25日までに申請を受け付けた方は、翌月の15日頃に振り込みます。

ゆうちょ銀行を振込先に指定された場合は、振込手続きに時間がかかることがあります。

預金口座がないなどの理由で、現金給付を希望された場合は、お支払いが口座振込より遅い時期になります。

定額給付金の問い合わせは

総務部総務課（社庁舎）

☎ 43・0410

子育て応援特別手当の問い合わせは

福祉部子育て支援課（社庁舎）

☎ 43・0408

### 振り込め詐欺にご注意を！

市役所など公の機関が、

ATMの操作をお願いすること

手数料などの振り込みを求めること

は絶対にありません！

おかしいと感じたら、すぐに社警察

署（☎ 42・0110）に相談してください。

別居しているお子様（扶養されている場合に限り）がおられる方へ

子育て応援特別手当は、「3歳以上18歳以下の子が2人以上ある世帯において、小学校就学前3年間にあたる第2子以降の子」に支給されます。該当者の抽出にあたっては、高校の寮に入られているなどの理由で住民登録を市外に移されている18歳以下の子については、第2子以降の判定を行う際の児童（基礎となる児童）数から除かれています。世帯が異なる子であっても、その子を扶養されている場合は、基礎となる児童とみなされます。それにより支給要件に該当される場合は、手当の支給を申請することができませんので、子育て支援課へ申し出てください。

例：寮に住民登録を移して別居している16歳の子と同居している4歳の子がある世帯では、機械的には4歳の子が第1子と判断され、支給資格がないものとみなされて申請書は発送されていませんが、申し出ていただくことにより手当は支給されます。  
申請にあたっては、扶養していることを証明する書類（医療保険被保険者証など）の写しを提出していただく必要があります。